

個人事業者の被扶養者認定基準等について

社会通念上、事業を営む個人事業者、個人事業主、自営業者又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に規定する特定受託事業者（いわゆるフリーランス）（以下、あわせて「個人事業者」という。）の方は、経済的に自立した存在であり、事業の売上や必要経費、経営状況などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方とみなされ、ご自身で国民健康保険に加入することを原則とします。ただし、当組合の被保険者（組合員）がその世帯の主たる生計維持者として判断できる場合は、個人事業者を被扶養者として認定対象とみなす場合があります。

当組合における個人事業者の被扶養者認定基準、取扱い及び提出書類について、次のとおりお知らせします。

なお、既に個人事業者であることを当組合に申告し、被扶養者の認定をされている場合は、改めての申告は不要です。

1. 収入の確認方法

給与や年金所得者の場合は、課税（所得）証明書、収入確認資料、雇用保険受給資格者証又は年金額改定通知書等から今後1年間の収入を推計することで被扶養者としての審査を行います。個人事業者の場合は、その費用なしに事業が成り立たない必要経費（直接的経費）の確認を行うことから課税（所得）証明書では収入の判断ができませんので、原則、確定申告書類一式（収支内訳書を含む）で審査を行います。

2. 個人事業者の被扶養者認定の収入基準について

確定申告書類の収支内訳書において、収入金額から売上原価（原材料費、仕入れにかかる売上原価）のみを控除した金額が年額130万円未満（障害年金受給者又は60歳以上の者は180万円未満、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）は150万円未満）。また、経費は控除金額として認められません。

なお、個人事業者の事業所が法人事業所であって、被扶養者又は認定対象者（新たに被扶養者として届け出る者。以下同じ。）が当該法人事業所の代表者であるとき又は従業員を1人でも雇っている個人事業者は、収入が著しく低い場合でも被扶養者になることはできません。

3. 取扱い及び提出書類

(1) 認定中の被扶養者が個人事業者になったとき

個人事業者となった時点で、被扶養者のままでいることはできませんので、「被扶養者申告書」により減員の手続きをお願いします。

また、事業開始直後は将来にわたって収入基準を下回る又は上回る予測が極めて難しいことから、収入基準を下回することを理由として被扶養者を継続することはできません。

なお、被扶養者が過去に遡って個人事業者であることが判明した場合は、原則、「被扶養者申告書」により個人事業者となった日を事実発生日として、減員の手続きを行う必要がありますので、速やかに届出いただきますようお願いします。

個人事業者となった日(事実発生日)以降の医療費及び給付金は返還していただきますので、ご注意ください。

《提出書類》

- ・被扶養者申告書【減員】
 - ・開業届の写し(税務署に開業届を提出している場合)又は事業を開始したことが分かる書類の写し
 - ・対象者の資格確認書、高齢受給者証(いずれも交付されている場合のみ)
- ※ 個々の状況によっては、上記以外の提出書類を求めることがあります。

《提出先》

所属所(市長部局にあっては総務事務センター。以下同じ。)

(2) 認定対象者が個人事業者であるとき

過去1年分(1月~12月の12か月分)の事業実績を確認し、届出時の収入が届出日以降1年以上続くと見込まれる根拠が認められた場合に限り認定の対象となります。届出時の収入減が一時的なもので、翌年以降もその収入減が継続するとの根拠に欠ける場合は、引き続き事業主として自らの事業をもって生計維持できるものとして判断することになり、認定対象にはなりません。

※ 事業実績が直近1年(1月~12月の12か月分)に満たない場合

上記3(1)のとおり、認定中の被扶養者が個人事業者となった場合に被扶養者のままでいることはできないことから、事業実績が直近1年(1月~12月の12か月分)に満たない場合は、認定対象にはなりません。

《提出書類》

- ・被扶養者申告書【増員】
- ・課税(所得)証明書(原本)
- ・確定申告書類一式(収支内訳書を含む)の写し(直近1年分)
- ・個人事業者の被扶養者認定に関する申立書

これまでは経緯や状況を記載した書面をご提出いただいていたましたが、新たに申立書の様式を作成しました。令和8年4月1日以降に個人事業者の方を被扶養者として届出をされる場合は、必ず申立書をご提出いただきますようお願いいたします。

※ 個々の状況によっては、上記以外の提出書類を求めることがあります。

※ 上記書類の提出がない場合は適切な審査ができないため、届出を受け付ける
ことができませんので、ご了承ください。

《提出先》

所属所